

幼児と音楽 (三)



松 平 立 行

前号では鑑賞部門について述べました。本号では、歌唱、動き、樂器演奏（器楽）、絶対音感につき、部門によつては創作を含めて述べていきます。

六、幼児と歌唱

赤ちゃん体操というのがありますが、嬰児が泣くことは、さしづめ声帯の運動といえるでしょう。すなわち赤ちゃんは生まれるとすぐに、声帯の運動を本能的に行ないます。前号で歌や器楽をきいて育まれた幼児は、生後十二ヶ月頃には、はつきりと四度、五度の音程（二音唱）が出せることを述べました。この頃から童謡程度の簡単な旋律をききわけることができ、音楽に対する感受性が急速にのびていきます。

(1) 旋律を作る

一年二ヶ月頃には、小節動機程度のふしを、五度音程ぐらいの声域内で歌いだします。この時期から一ヶ月後までには、動機（通常二小節）の長さのふしも歌うようになります。このいずれも自作の旋律です。この現象は、鳴る樂器——たとえばピアノや木琴——をたたきながら、あるいは他のことをしたり寝ころびながら出てきます。この時は何か心に思うこと、心に浮かぶことを「ふし」であらわしているのでしょう。前述の二音唱も幼児の創作に入れられてよいと考えられます。

すなわち幼児は、まず一語文で意志表示を行なうように、それよりも早く二音唱で、次いでは小節動機の長さで、さらには動機の長さで思ったことを歌つてあらわすのです。しかしこの時期では、まだ音樂による対話はできません。

(2) 旋律をまねる

小学校で用いられている聴唱法、すなわち人に歌つてもらつた旋律をまねて歌うことは、生後一年ぐらいで一点変イ音から一点ハ音ぐらゐの音域内を、一拍きぎみで三音ぐらゐを続けて歌えるようになります。一年一ヶ月までには、一点変ロ音を主音とした主和音の分散形の下行旋律も歌えるようになります。

(この聴唱法は、変声後の男の範唱では無理で、女声によらなければ円滑にできません)したがつて一点変ロ音から下へ一オクターブの声域が出せるまでに発達します。

一年五ヶ月頃には二点ハ音も歌え、スキップのリズムも一回ぐらいなら歌うことができます。そしてこの頃はピアノやオルガンをたたいてオルガンでは送風してやらねばなりません——低い音が鳴った時は低声を、高い鍵をおさえた時は高い声をと、相対的に出して喜んでいるのですが、楽器から出る音に声の高さはあっていません。また音楽をきいて、その拍子を手や足でとれるまでに発達しています。知っている童謡を聞くと、その歌といつしょにわけのわからない片言を早口に唱え、歌えるところだけ正しく歌つたり、だまつてきいて歌えるところを歌うようにもなります。一年六ヶ月をすぎた頃には、一分間に九十二刻む速さを一拍とする、二・四拍子のリズム型一小節を、半拍の連続や三分の一拍が三つ入ったもの(三連音符)などを、口まねができるようになります。歌唱面での域まで発達すれば

もうしめたものです。すなわち九度の声域・スキップ・三連音符などを口でまねることができますから、歌詞の記憶と歌詞をいうことの画面ができれば、童謡を歌うことが可能だと判断することは当然のことでしょう。

(iv) 童謡を歌う

生後一年七ヶ月近くなると、童謡絵本を見ながら親や近親者に歌つてほしいとの動作をします。その中でいやな曲あるいは知らないような曲のページへ来れば、歌い出されていてもすぐ次へそのページをめくつてしまい、気にいった曲に当たると、次へめくらせず何回もききたがるという、再認や選択の傾向が出来ます。また童謡がラジオやテレビで放送されると、童謡絵本を持つてきて、その曲のページをさがす状態——四ヶ月ぐらい続く——から、ついには童謡絵本の中にある曲は、表紙・裏表紙のどちらを見ても記憶しているようになるほど(多少迅速さや記憶力の差はあります)興味が歌うことと歌を聞くことに集中するのです。もちろん器楽も並行してきいていることを付言しておきます。

再び一年七ヶ月の次元に戻りますが、曲名と曲の結びつきが理解できていることが、「月」を「デタデタ」、「肩たたき」を「カアチヤンカアチヤン」というなどで十曲ぐらいは知っていると

これらの年齢で注意すべきことは、比較的感受性の強い幼児には、哀愁のこもった旋律の曲を与えることを避けなければなりません。たとえば「日本の子守唄」を幼児自身が歌っているからといって、おとなが表情豊かに陰旋法で歌ってやると泣きだすことがあります、これは三歳前まで続きますが二歳十一ヶ月頃には「変な歌だな」というようになります。なぜならば幼児の歌う「日本の子守唄」は陽旋法で出て来るのが自然ですから。

「私の調べた結果では、日本童謡百曲のうち七十七曲が陽旋法であり、西洋音階を用いた外国曲のうち九十二曲が長音階でした。したがって子どもには陽旋法・長音階が適していることは、(感覺面から考え合せても)当然だといえましょう。」

一年八ヶ月頃から一年九ヶ月頃の間では、問い合わせの合計が二小節の音楽語らい——たとえばドミソの旋律を歌ってやると、そのまねをしないで教えてもらつてもいいのに、自發的にソミドの旋律で歌いかえす——ができるようになり、また童謡では小三部形式の歌が、片言なりにことばで歌うことでもできるようになります。この状態は「わらべ言葉」から「わらべ歌」へと発達して来た歴史的な形に似ているともいえましょう。

一年十ヶ月になつても、まだ旋律の二点ハ音より高い部分は歌うことができません。しかし低い方はカタカナのト音ぐらいでまで出すことができます。——器用な幼児ですと間もなく裏声

で高い音を出すようになり、二歳九ヶ月頃には二オクターブ以上に器楽曲の主旋律を歌いこなすこともできるようになります——また戻りますが一年十ヶ月のこの頃は、音楽の再認を非常に喜ぶ時期で、同じ曲を聞くことを何回も要求することが前よりもひどくなります。したがってこの機会は器楽曲の鑑賞にも適し、その曲名をより一層明確にいえるようになっています。

また簡単な童謡も歌えるようになつたこの頃は、ふしをつけた子の名を呼んだり、その子に対する答えをふしづけていてやると、喜んで返事をしたり、次の問をふしづけていうようになります。側面から眺めて「極端なお茶目かな?」と思うくらいにまで、いろいろなふしで欲しいものの名をいう、楽しい創作を自然に行ない、顔立ちも明るく人相の良い幼児として成長します。このような対話からわらべ歌を歌うことへ導く方法は自然な良いコースです。

このようにして育つた子どもは、この頃から自己の欲求不満を、歌うことによつてまぎらわす——昇華する——こともできるようになります。

生後二年をすぎると、ことばも大そう自由にいえ、体の動きもより活発になり、いろいろな遊びができるため、絵をかくことや玩具遊びに興味がうつり、音楽への関心は比較的薄くなりまます。しかし童謡をもじって自作の詞をつけたり、自作の詞に即

興的に旋律をつけて歌う——一年二ヶ月頃——ようになりこのほか、前述のような裏声を使っての器楽曲の歌唱もできるのです。

(2) 音痴の要因

生まれてから三歳頃まで、いつも歌を歌い、童謡を好んで歌ってきた経験を経た幼児でも、その後の二ヶ月程(幼稚園へ入るまで)を、歌わないで過ごした幼児は、病的な原因がなくても声の悪い子どもになっています。酒田富治先生は、音痴の子どもについて相談を受けた時、その子は幼時から友だちは一切遊ばされず、父親はラジオで音楽が鳴り出すとスイッチを切ってしまうという音楽嫌いで、全く音楽から隔離された生活を送っていたと述べていらました。私が矯正した音痴の子どももすべてが、等しく幼児期に歌わなかつた子どもでした。

また幼稚園へ入つてからその子の歌をきいて、はじめて音痴だとわかった園児のうち、その後よく歌を歌つた子どもは声域も広がり、ほとんどが正常になっています。以前に比較的低い階層の家庭に育つた、小学校一年の子ども八十人について私が調べた結果、入学当初十二人あつた音痴が、二年生になった時には半数になつていて、できるだけ小さい時に歌わせることが音痴にならないように育てる面で必要であり、幼児の歌が密接に結びつくような環境設定が必要といえましょう。

七、幼児の動き

精力過剰時代へ向かって発達する幼児は、健康なときは動かないでいることが苦痛です。この動きたい本質を満たさせ、身体の発達を促す意味と、音楽感覚をよりよく育てる面から、身ぶり表現などの動きは幼児にとって欠かせない部門です。特異な状態を除き、幼児からは、調子にのつて手や首などを動かす、歩く、走る、とぶなどの動作が自然に出て来ます。

一歳未満では手足の反応としてあらわれ、一年をすぎた頃には「肩たたき」の歌をきくと、近親者のところへ肩をたたきにくなど、リズムやタイムに反応することが、発達につれてより一層具体的になってきます。さらに一年半ではタイムに合わせて足や体をふる——すわっているか抱かれているとき——ともができるようになります。二ヶ月頃には器楽曲から情景や動きを連想したような反応を、腕を回したり体をくねらせたりして、できる範囲の動作をするようにもなります。これらの状態を捉え、幼児の運動能力を考え合わせ、暗示、説明などを加え、楽しく動く経験をより豊かに与えたり、観察させたものを音楽創造力を引き出すのによい方法です。運動能力テストの標準を参考とし、徒手体操の順序をも加味し、それに適した音楽の題

材の配列をして与え、楽しく身ぶり表現できるように演出すれば、理想的な形が得られるでしょう。

この部門は発達面からも音楽面からも、まずある速さからいろいろな速さの曲に合わせて、手や足をふること、歩くことなどから始めなければなりません。一般に幼稚園で使われている方法、すなわち楽曲が止まつたら動作を止めることも、音楽をきかせる初步として大切です。これらの段階を経て自由表現へ入らなければ、放縱な表現になり、音楽をきいて、音楽という制約の中で自由表現をするという意味はなくなります。この見地から單なる鑑賞のときでも、なるべく筋肉的な運動を伴うことが望ましいといえましょう。

戦後、幼児の音楽教育——ほとんど鍵盤楽器ですが——が非常に普及されております。そしてこの実施機会は、早いほどよいといわれています。人間に領域に応じて学習し始めるのに、それぞれ適当な年代があるのですが、音楽部門は早く始めること（早教育）が普通であり、効果を上げると考えるべきです。しかし無限大に早くすることは不可能です。幼児はきいたとおりに音楽することを、運動能力的に無理のない場合は予想より速くできますが、楽譜という要素を考慮すると音楽するのにテンボ、リズムが根本要因の一つですから、数的に処理する必要が付帯するものです。したがって楽譜によって行なう器楽を幼児に行なわせる場合は「数が十まで数えられた頃」が適当な開始時期と私は考えています。教える先生は大へん骨が折れます、この頃に始めて系統的に導いていけば、才能のある頭のよい幼児なら、学齢に達するまでには自分の作った曲を楽譜に——不正確ですが——書くことや、それを見て演奏をするようになります。しかし幼児自身が音楽を好きでないと、このよ

八、幼児と器楽

ふつたら鳴るものふつてみたい。

たたいたら鳴るものたたきたい。

吹いたり吸つたりしたら鳴るもの吹吸したい。

音を鳴らしたいのは幼児の本能的な欲望であり、大へん喜ぶものです。平行遊びでこれほどよいものはありません。

一番むずかしいと思われる、吹いて鳴らすことができるのは一年二ヶ月をすぎた頃です。食器類をたたいて、それぞれの音高が違うことを発見し、つぎつぎとたたいて喜ぶなど、鳴るも

うにはなりません。けれども青年期になって、娯楽本位の音楽のみに走ることを防ぐ意味、あるいは自己の小さいときを省みて、器楽を止めたことを後悔している人が多いこと、全人格の陶冶やねばり強さの涵養、頭を練るという意味、さらには遞減の法則などから考えれば、音楽には強制といふことがある程度必要と思われます。現在、演奏家供給国といわれる三つの国(うち、ソ連は国家的に、アメリカは家庭的な面で幼少時に、それぞれ厳格さや強制があるようだ)。さて残る日本は、日本人の勤勉さによるのでしょうか。

音楽家を目指す教育はさておき、現在のわが国での一部の青年の行動を考える場合、広い意味の器楽を、幼児の時からその本能を満たしつつ、将来に協調性と責任感なしでは行ない得ない高度の合奏ができるよう、教えてあげるべきだと思います。幼児期は広い意味でこの面での萌芽期であり、リズム感を養うことなどを主体として、簡易楽器の興味ある組み合わせによって遊びせてあげる段階でしょう。

九、幼児と絶対音感

幼児が歌を覚えたたら、数時間後にその歌を歌っても同じ高さで歌うことが多いのですが、音記憶にもつながる絶対音感教育を幼児期に始めると、労せずして絶大な効果が得られます。す

なむち三歳六ヶ月から四歳三ヶ月の間に始めた場合、幼児も苦勞なく和音を覚え、一般の人には推察できない高度な音感がついてしまいます。一年保育の場合、二十九ぐらい和音を覚えさせれば妥当な線といえますが、個人で行なう場合は四歳頃から学齢までに、七十から百ぐらいの和音を覚えさせるのは容易です。このようにして絶対音感がついた子どもは、小学校に入った後、数ヶ月和音を聴かせずにぼうつておいても、楽音である単音は、覚えた和音に含まれる限り、百発百中といえるほど音をあてることができます。

以上、幼児と音楽の題で三ヶ月にわたって記しましたことは、要するに幼児にはきく耳を、歌うことによって声帯を、音感を、歌や楽器でいろいろな表現を、さらには音楽という制約の中で身体で表現する創造力を、すべての面での感受性を、それぞれ有機的に関連を持たせながら、幼児の発達を知り、その発達に即し、次への発達を願いつつも無理のないよう、遊びの中でその本能を満たし、楽しく一見無意図的に見えるようでも意図的に、よりよく育てるということによる「幼児と音楽」の関係が全うされることを付記して稿を閉じることにいたします。